

日本年金機構業務システムの業務委託に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年八月十日

峰
崎
直
樹

参議院議長 江田 五月 殿

日本年金機構業務システムの業務委託に関する質問主意書

平成十九年六月三十日に成立した日本年金機構法においては、社会保険庁を解体することとなっているが、後継組織として設立される日本年金機構の組織及び業務内容については、詳細がまだ定まっていない。一方、厚生労働省では、日本年金機構業務システムの業務委託に関連して、平成十九年八月六日に「日本年金機構業務システム支援系（記録管理）システム業務ソフトウェア詳細設計以降の設計・開発業務一式」等五件（以下「今回調達案件」という。）について、意見招請の公告を行っている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 今回調達案件については、過去の事例を参考に考えるならば、八百億円から一千億円程度の巨額の調達案件になると考えられるが、このような巨額の調達において、意見招請を行うためには前提として日本年金機構の組織や業務内容について詳細に決定している必要があると考えるが、現時点において、これらは決定していない。このような状態においては、意見招請を含め、発注自体を延期することが必要であると考え、政府の見解を示されたい。

二 今回調達案件において意見招請を行う前提として、機器製品の選定が不可欠であるが、機器製品の選定

については既に委託納入者が決定しているのか。また、採用した評価方式及び価格について明らかにされたい。

三 機器製品の選定を行うに当たっては、システムの全体の基本設計が完了していることが前提となると考えるが、進捗状況について明らかにされたい。

右質問する。